

徳島市子育て安心ステーション指定管理者の募集に係る質問と回答

徳島市子育て安心ステーション指定管理者募集に係る質問と回答は次のとおりです。
 なお、次の質問事項は、質問書の原文のまま掲載しています。

質問 1

区分	募集要項	頁	子育て安心ステーション条例	表題	託児の利用 第 8 条 第 9 条
質 問 事 項					
第 8 条の 2 託児を利用できる時間は、2 時間以内とありますが、延長はできるのでしょうか？ 第 9 条の 3 止む得ない事情があったり、遅れた場合には料金は発生させてもよいのか？ もし延長料金を頂くことが可能であれば、延長料金の設定は指定管理者で決められるものなのか？ 例えば、延長は 1 時間までとして、託児時間は 3 時間までとできるのか？					

回答

第 8 条の 2 託児利用時間の延長については、第 8 条の 3 のとおり、市長の承認（子育て支援課が窓口）を得て変更をすることが可能です。

また、託児利用料金については、特に必要と認める利用時間の延長も含め 100 円以内でお願いします。

質問 2

区分	募集要項	頁	p 10	表題	6(2)イ (カ) (キ)
質 問 事 項					
(カ) 収支計算書 (キ) 損益計算書は、NPO 法人の場合 活動計算書がそれにあたります。 収支計算書として、活動計算書を出して、損益計算書として活動計算書を出すようにするのでしょうか？ 同じ書類を添付するようになるのですが、それでもよろしいのでしょうか？					

回答

(カ) 収支計算書として活動計算書の提出は可能です。(キ) 損益計算書として、これに類するもので、「正味財産増減計算書」などがなければ、重ねて活動計算書を提出していただく必要はありません。

ただし、活動計算書に収支計算書及び損益計算書に代わるものである旨の記載をお願いします。

質問 3

区分	募集要項	頁	参考資料 4	表題	管理運営費見込み
質 問 事 項					
収入	利用料ですが、見込みとして金額があがっていますが、コロナ禍で利用を制限した場合に、収入が減少。見込みではありますが、その差額は指定管理者が支払うことになりますか？				

回答

利用料金収入は、毎年増減する可能性もありますが、見込み額より減少したからといって、指定管理者が利用料金収入を補填する必要はありません。なお、管理運営費見込みは収支上の試算値です。